

「封印取付け委託取扱い規程」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
封印取付け委託取扱い規程	封印取付け委託取扱い規程
<p>新運登第411号 平成18年10月26日 一部改正平成20年12月25日 一部改正平成21年 3月 6日 一部改正平成27年 1月29日 一部改正平成28年 2月 1日 一部改正平成29年 3月31日 一部改正平成30年10月19日 一部改正令和 3年 8月25日 一部改正令和 4年 1月 5日 一部改正令和 6年 7月 1日</p>	<p>新運登第411号 平成18年10月26日 一部改正平成20年12月25日 一部改正平成21年 3月 6日 一部改正平成27年 1月29日 一部改正平成28年 2月 1日 一部改正平成29年 3月31日 一部改正平成30年10月19日 一部改正令和 3年 8月25日 一部改正令和 4年 1月 5日</p>
<p>(適用) 第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令及び同法施行規則並びに「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）「封印取付け委託要領の運用等について」（平成18年10月4日付け国自管第87号）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(適用) 第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令及び同法施行規則並びに「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）「封印取付け委託要領の運用等について」（平成18年10月4日付け国自管第87号）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。</p>
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印の取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 ①完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印の取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 ①完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車</p>

の販売を業とする者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

②「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付け国自情第239号）に定める輸入業者が自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

① その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場

の販売を業とする者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

②「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付け国自情第239号）に定める輸入業者が自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

① その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場

合

- ② 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、**所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者**

- ① **当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合**
- ② 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

合

- ② 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（④に規定する場合を除く。）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

- ① 当該自動車 （第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号②において同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- ② 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ③ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項 （管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- ④ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(封印の取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) 封印取付け責任者

施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者

登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3) 巡回封印取付け担当者

巡回して登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

(1) 甲種受託者

分室

(2) 乙種受託者

営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター

(3) 丙種受託者

構成員である自動車販売事業者の店舗

(4) 丁種受託者

所属する行政書士の事務所

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(封印の取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) 封印取付け責任者

施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者

登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3) 巡回封印取付け担当者

巡回して登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

(1) 甲種受託者

分室

(2) 乙種受託者

営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター

(3) 丙種受託者

構成員である自動車販売事業者の店舗

(4) 丁種受託者

所属する行政書士の事務所

2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け委託申請)

第7条 封印の取付け委託を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えた申請書（第1号様式）を運輸支局長に提出し

2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け委託申請)

第7条 封印の取付け委託を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えた申請書（第1号様式）を運輸支局長に提出し

なければならぬ。

- 一 乙種受託者にあつては、販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
 - 二 関係法令を遵守することを誓約した書面
 - 三 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）
 - 四 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
 - 五 道路運送車両法施行規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第1号様式の2）
 - 六 道路運送車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書
 - 七 事業場以外に封印の取付けを行う営業所等を設ける場合は、営業所等名称及び住所を記載した書面
 - 八 丙種受託者にあつては、団体の構成員の店舗を巡回して封印取付け業務について実施する若しくは実施しないことへの意思を表示する書面（第1号様式の3）
また、丁種受託者にあつては所属する行政書士の事務所において封印の取付けを実施する若しくは実施しないことへの意思を表示する書面
 - 九 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）
 - 十 その他、運輸支局長が必要と認める書面
- 2 受託者が新たな事業場についての委託の申請をするときは、前項の第一号から第四号、第六号から第九号に掲げる添付書類を省略することができる。
- 3 乙種受託者にあつて、施封センターの委託を受けようとする者は、前項に準じた書面のほか当該共同施封施設における封印取付け責任者、封印取付け職員の選定及び雇用並び管理体制、封印取付け実施計画を確認できる書面を添付しなければならない。

（封印取付け委託書）

なければならぬ。

- 一 乙種受託者にあつては、販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
 - 二 関係法令を遵守することを誓約した書面
 - 三 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）
 - 四 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
 - 五 道路運送車両法施行規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第1号様式の2）
 - 六 道路運送車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書
 - 七 事業場以外に封印の取付けを行う営業所等を設ける場合は、営業所等名称及び住所を記載した書面
 - 八 丙種受託者にあつては、団体の構成員の店舗を巡回して封印取付け業務について実施する若しくは実施しないことへの意思を表示する書面（第1号様式の3）
また、丁種受託者にあつては所属する行政書士の事務所において封印の取付けを実施する若しくは実施しないことへの意思を表示する書面
 - 九 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）
 - 十 その他、運輸支局長が必要と認める書面
- 2 受託者が新たな事業場についての委託の申請をするときは、前項の第一号から第四号、第六号から第九号に掲げる添付書類を省略することができる。
- 3 乙種受託者にあつて、施封センターの委託を受けようとする者は、前項に準じた書面のほか当該共同施封施設における封印取付け責任者、封印取付け職員の選定及び雇用並び管理体制、封印取付け実施計画を確認できる書面を添付しなければならない。

（封印取付け委託書）

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（第2号様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（第2号様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲	作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 	日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
<p>※1) 自動車登録業務に 十分精通した行政書士</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合 	自動車登録業務に 十分精通した行政書士	<ul style="list-style-type: none"> 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合

	<p>を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車O S Sによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第211号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 		<p>を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車O S Sによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第211号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録(車両法第14条第1項の規定により当該自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 	<p>指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録(車両法第14条第1項の規定により当該自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第211号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第211号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第211号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第211号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領書）

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領書を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領書は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況（第3号様式）を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条第2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条第2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領書）

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領書を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領書は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況（第3号様式）を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

(事業場の位置の変更、業務の廃止の承認申請)

第16条 車両法施行規則第15条の3による承認を受けようとするものは、申請書(第4号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

(事業場の位置の変更、業務の廃止の承認書)

第17条 運輸支局長は前条により承認したときは、受託者に対し承認書(第5号様式)を交付する。

(相続及び合併)

第18条 受託者について、相続又は合併があった場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においては、その協議により選定した一人の相続人。本条中同じ)又は合併後存続する法人(受託者たる法人と受託者ではない法人が合併した場合において、受託者たる法人が存続するときは、その法人を除く。本条中同じ)若しくは合併により設立された法人が、相続又は合併の日から14日以内に封印取付け委託の申請をしたときは、相続又は合併の日から委託をした旨又は委託をしない旨の通知を受ける日までは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、被相続人又は合併により解散した法人の法及び省令の規定による地位を継承する。

(封印取付け届出書の返付等)

第19条 運輸支局長は封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押捺して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

(手数料請求の審査)

第20条 手数料の請求書に記載された封印取付け件数の適否は、

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

(事業場の位置の変更、業務の廃止の承認申請)

第16条 車両法施行規則第15条の3による承認を受けようとするものは、申請書(第4号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

(事業場の位置の変更、業務の廃止の承認書)

第17条 運輸支局長は前条により承認したときは、受託者に対し承認書(第5号様式)を交付する。

(相続及び合併)

第18条 受託者について、相続又は合併があった場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においては、その協議により選定した一人の相続人。本条中同じ)又は合併後存続する法人(受託者たる法人と受託者ではない法人が合併した場合において、受託者たる法人が存続するときは、その法人を除く。本条中同じ)若しくは合併により設立された法人が、相続又は合併の日から14日以内に封印取付け委託の申請をしたときは、相続又は合併の日から委託をした旨又は委託をしない旨の通知を受ける日までは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、被相続人又は合併により解散した法人の法及び省令の規定による地位を継承する。

(封印取付け届出書の返付等)

第19条 運輸支局長は封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押捺して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

(手数料請求の審査)

第20条 手数料の請求書に記載された封印取付け件数の適否は、

甲種受託者に係る請求にあつては運輸支局の業務件数と、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者に係る請求にあつては、請求書に添付された封印取付け届出書と照合することにより審査するものとする。

(監査等)

第21条 運輸支局長は受託者に対し必要の都度その事業場に立ち入り、若しくは関係帳簿、物件の呈示を求め、封印取付け管理状況について監査を行い必要な指導、警告及び業務の改善を命じ、その改善結果を報告させることができる。

(委託の解除)

第22条 運輸支局長は、受託者が車両法施行規則第15条の4に該当することとなったとき及び、前条の規定による指示、または警告を受けたにもかかわらず業務の改善を行わないときは、委託の解除をすることができる。

附則

- 1 この規程は平成18年11月1日から施行する。
なお、この規程の施行に伴い平成7年6月26日付け新陸登第224号の規定は廃止する。
- 2 この規程の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っているものは、この規程により委託を受けたものとみなす。

附則

- 1 この規程は平成20年12月25日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成21年 3月 6日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成27年 1月29日から施行する。

甲種受託者に係る請求にあつては運輸支局の業務件数と、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者に係る請求にあつては、請求書に添付された封印取付け届出書と照合することにより審査するものとする。

(監査等)

第21条 運輸支局長は受託者に対し必要の都度その事業場に立ち入り、若しくは関係帳簿、物件の呈示を求め、封印取付け管理状況について監査を行い必要な指導、警告及び業務の改善を命じ、その改善結果を報告させることができる。

(委託の解除)

第22条 運輸支局長は、受託者が車両法施行規則第15条の4に該当することとなったとき及び、前条の規定による指示、または警告を受けたにもかかわらず業務の改善を行わないときは、委託の解除をすることができる。

附則

- 1 この規程は平成18年11月1日から施行する。
なお、この規程の施行に伴い平成7年6月26日付け新陸登第224号の規定は廃止する。
- 2 この規程の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っているものは、この規程により委託を受けたものとみなす。

附則

- 1 この規程は平成20年12月25日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成21年 3月 6日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成27年 1月29日から施行する。

附則

1 この規程は平成28年 2月 1日から施行する。

附則

1 この規程は平成29年 3月31日から施行する。

附則

1 この規程は平成30年10月19日から施行する。

附則

1 この規程は令和 3年 8月25日から施行する。

附則

1 この規程は令和 4年 1月 5日から施行する。

附則

1 この規程は令和 6年 7月 1日から施行する。
なお、第12条※1)「自動車登録業務に十分精通した行政書士」については、令和6年10月1日以降は適用しない。

附則

1 この規程は平成28年 2月 1日から施行する。

附則

1 この規程は平成29年 3月31日から施行する。

附則

1 この規程は平成30年10月19日から施行する。

附則

1 この規程は令和 3年 8月25日から施行する。

附則

1 この規程は令和 4年 1月 5日から施行する。

第 1 号様式 (略)

第 1 号様式の 2 (略)

第 1 号様式の 3 (略)

第 1 号様式 (略)

第 1 号様式の 2 (略)

第 1 号様式の 3 (略)

第 2 号様式

封印取付け委託書 委託第 号

受託者の氏名 又は名称及び 住所	
事業場の名称 及び所在地	
委託する業務 の範囲	

道路運送車両法第 28 条の 3 第 1 項の規定に基づき、上記のとおり封印
の取付けを委託する。

令和 年 月 日

運輸支局長 印

第 2 号様式

封印取付け委託書 委託第 号

受託者の氏名 又は名称及び 住所	
事業場の名称 及び所在地	
委託する業務 の範囲	

道路運送車両法第 28 条の 3 第 1 項の規定に基づき、上記のとおり封印
の取付けを委託する。

令和 年 月 日

運輸支局長 印

<p>「委託する業務の範囲」</p> <p>1 甲種受託者の場合</p> <p>① 新潟運輸支局管内における甲種受託者の場合 長岡自動車検査登録事務所の管轄区域を除く新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第 11 条第 1 項、第 2 項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第 11 条第 4 項、第 6 項に係る封印の取付け</p> <p>② 長岡自動車検査登録事務所管内における甲種受託者の場合 新潟県のうち長岡自動車検査登録事務所の管轄区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第 11 条第 1 項、第 2 項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第 11 条第 4 項、第 6 項に係る封印の取付け</p> <p>2 乙種受託者①の場合</p> <p>(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(4) 車両法第 11 条第 2 項（登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合</p> <p>(5) 「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第 242 号、国自整第 221 号）」に基づく道路運送車両法第 11 条第 1 項による封印の取付けが必要な場合</p> <p>3 乙種受託者②の場合 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を</p>	<p>「委託する業務の範囲」</p> <p>1 甲種受託者の場合</p> <p>① 新潟運輸支局管内における甲種受託者の場合 長岡自動車検査登録事務所の管轄区域を除く新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第 11 条第 1 項、第 2 項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第 11 条第 4 項、第 6 項に係る封印の取付け</p> <p>② 長岡自動車検査登録事務所管内における甲種受託者の場合 新潟県のうち長岡自動車検査登録事務所の管轄区域に使用の本拠を有する自動車に係る車両法第 11 条第 1 項、第 2 項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る車両法第 11 条第 4 項、第 6 項に係る封印の取付け</p> <p>2 乙種受託者①の場合</p> <p>(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(4) 車両法第 11 条第 2 項（登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合</p> <p>(5) 「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第 242 号、国自整第 221 号）」に基づく道路運送車両法第 11 条第 1 項による封印の取付けが必要な場合</p> <p>3 乙種受託者②の場合 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を</p>
--	--

業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付け

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合
- (4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）を受ける場合

(削除)

業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付け

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合
- (4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局長に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第2条（5）エ、第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(2) 車両法第 11 条第 2 項（登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

(3) 車両法第 11 条第 2 項（登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（新潟県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

第3号様式（略） 第4号様式（略） 第5号様式（略） 誓約書（略） 封印取付け手数料の請求権放棄について（略）	第3号様式（略） 第4号様式（略） 第5号様式（略） 誓約書（略） 封印取付け手数料の請求権放棄について（略）
---	---

